

討 論

土木學會誌 第十五卷第九號 昭和四年九月

續 港 政 論

(第十五卷第一號, 第四號, 第五號所載)

著者 會員 工學士 井 上 範

拙著續港政論に就て中山秀三郎先生並に土井正中氏より討議を賜りたるは著者の厚く感謝する處であります。古倫母の港に於ける出入船舶の詳細なる調査表が得られないので、一箇年中に載貨率の大なる船が何隻あつたかと云ふ事を述べる事の出来ないのは甚だ遺憾であります。然し最近の雜誌記事から想像しますに横付設備を設けてもあまり便利とせられない様に思はれます。同港は港内に繫船浮標を増設する餘地が無くなつて來たので、今後の發展に對しては船渠を陸地に掘込む外は無いが、土地が狭いので都市の擴張の餘地を奪ふ事となり且汽船が狭い船渠内に入出し貨物を岸壁に揚卸するのは浮標に繫船して荷役するより時間が餘計にかゝり實行が困難であるので Trincomalie を補助港として發達せしめる案が問題とされて居る様である(本年五月發行の Dock and Harbour Authority の記事による)。

次に門司港に於て最近三箇年間に石炭以外の貨物を割合に多量(載貨率 0.5 以上)に積卸した船舶を調査すると、

	年別	隻數	登簿噸數	入港全隻數に對する割合	積卸噸量	載貨率
外 國 貿易船	大正15年	244	590 614	9.26 %	648 795	1.09
	昭和元年	222	556 705	7.96	547 040	.98
	昭和2年	299	799 118	10.87	690 260	.86
内 國 貿易船	大正15年	61	88 930	1.64	81 877	.92
	昭和元年	63	86 297	1.54	80 534	.93
	昭和2年	59	79 268	1.37	73 440	.92

是等の船舶は載貨率大なるを以て横付荷役を有利に行ふ事が出来るであらふが、横付設備を設けんとするものは貨物が其の横付設備を通過するを便とする位置を得る事が出来るや否、及横付する船舶の隻數は充分ありや否を調査したる上着手するを要するのである。前表に於て内國貿易船の方は其の數が横付設備を設くるに足る程多くない様に思はれる。反之外國貿易船に就ては昭和三年に300隻に近き故に數の點では横付設備を造るに足るものと考へる事が出来る。然し船の大きさは大小色々である點と、貨物の種類とに付て充分に考慮研究の上經濟的に横付設備が設けられ得るか否やを確かめねばならぬ。此の様であるから寄航港の

出入船舶全體の平均載荷率が低くても各船に付て積卸す貨物の噸數を明細に調べ、載荷率の大なる船が相當にあつたならば、夫れ等に對して横付設備を造るの可否を決する必要がある。即ち出入船舶の大部分は一寸寄港するのみで全體から見れば純然たる寄航港の如くであつても、其の小部分の船は其の港を終端港として居る様な場合がある。

土井正中氏の御注意被下たる點は銘謝する處であります。著者は港灣統計にある數字から直ちに載貨率を算出して表を造つたのであるが、舢の噸數が加算されて居ない爲に、舢に依つて多量の貨物が搬出入された港では載貨率が著しく大となつたものがある。かゝる港では舢にて運搬された貨物と、本船にて運搬された貨物とを區別しなければならぬ。依つて第四表は單に本邦諸港の極大體の状態を示すに止まるものと見做し、横付設備の設否を定むるには港毎に特に詳細なる調査をなすを要するものと爲し度いのである。同氏が東京港に就て詳しく説明された通り他の載荷率の大なる港に就て一々精査説明を加へ度いものであるが充分なる資料の未だ得られざるを遺憾とする。同氏の指摘せられた二、三の港に就て少しく説明を加ふると、

徳山港は貨物の約7割が礦油で外國より輸入さるゝものである。載貨率の大なるは之に因るものと考へらる。

尼ヶ崎港には神戸、大阪等より舢にて運搬さるゝものが多い爲に載貨率が大なる數となつたのであらうと想はる。

網走の載貨率 3.99 は 0.399 の誤である。

著者は經營の實例を外國の港に求め本邦の港を加ふる事が出来なかつた。本邦に於て横付設備を設けられた港も著者の所謂、第三期に入りたるものと認められないものゝ多いのは遺憾とする處で、將來速かに完全なる發達を遂げ收支相償ふものゝ多からん事を希望して止まざる處である。港内の横付設備を統一して經濟的の經營の行はるゝ事が港灣統一の眼目であるべきに、現今は手續上の事や、關係官廳の數多き事などのみ論ぜられて居る。而して或港の如きは割の良い横付設備を民間で選喰して、割の悪い方を公共的に施行し經營に苦んで居る處もある。若し其の選喰の設備に就て收支を調べたならば成績の見るべきものがあるであらう。夫では商港の經營の適例にはならないのである。又若松築港株式會社の如きは浚渫、埋立等が主なる仕事で、港棧と埋立地の収入とから充分な利益を得て居る。而して同港内の横付設備は同會社以外の者が行つて居る。是も亦適例とはならない。要するに本邦の商港は尙發達の半途にあるもの多く、將來手續上の煩鎖を省く事も勿論必要であるが、各商港をして經濟的に圓滿なる發達を遂げしめ、著者をして經營の適例を得せしむるに容易なるの日の近からん事を切望して止まざる次第である。